

柱3 安心して暮らせる地域づくり ～困ったときには助け合う～

第4次計画の振り返り

第4次計画では「地域での支えあいや助け合いに関心を持っている市民の割合」を成果指標とし、令和8年度に80%となることを目標に掲げました。しかし令和7年度の実績値は33.5%にとどまり、計画策定時（令和元年度・45.1%）から低下しました。

市の事業（公助）については、各年度おおむね「A評価（順調に実施）」であり、着実に取り組みを進めてきました。一方で、成果指標である市民の関心は伸び悩む結果となりました。

しかし、「身近な地域での助け合い活動が必要だと思う」市民は依然として多く、関心の低下と必要性の認識は必ずしも一致していないことがうかがえます。

このことから、第5次計画では指標そのものを見直し、この柱の名称に沿って「地域の中で安心して生活できていると感じている市民の割合」を新たな成果指標とし、最終的に100%を目指します。

第4次計画の成果指標の推移

指標名	令和元年度	令和7年度	目標 (令和8年度)
地域での支えあいや助け合いに関心を持っている市民の割合	45.1%	33.5%	80.0%

第5次計画の成果指標

指標名	実績値	目標値
地域の中で安心して生活できている市民の割合	79.6% (令和7年度)	100% (令和14年度)

※第5次船橋市地域福祉計画のためのアンケート調査結果より

※実績値・目標値共に、指標の見直しに伴い再設定しています。

現状と課題

地域においては、高齢の親が50代のひきこもりの子の生活を支える8050問題、介護と育児を同時に抱えるダブルケア問題、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるヤングケアラーの問題など、複数の課題が複雑に絡み合った問題や、既存の制度の枠組みでは対応が難しい課題が増加し、深刻化しています。

こうした課題を抱える人を適切な支援につなぐには、身近な相談窓口の存在が知られていることが必要ですが、アンケート調査では、対象を限らない相談窓口である「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」について、市民の88.1%が「知らない」と回答しています。また、高齢者のための総合相談窓口である「地域包括支援センター」についても、63.3%が「知らない」と回答しており、こうした窓口が十分に知られていない状況がうかがえます。

誰もが困ったときに迷わず相談できる体制を整えるため、広報紙やホームページ等多様な媒体や機会を通じた福祉制度・サービス内容の情報提供を行うとともに、相談支援窓口から地域への積極的なPRを行い、専門的な相談窓口等へつながる仕組みづくりを踏めることが必要です。

また、相談支援機関を対象とした調査では、複雑・解決困難な相談を受ける機会が「増えている」と感じる機関が90.9%にのぼり、その背景として「分野をまたがる複合的な福祉課題」が最も多く挙げられています。一方で、他機関との連携が「スムーズに行えないことがある」とする機関が62.0%にのぼり、その理由として「連絡しても断られる」「連携先の資源が少ない」があげられるなど、連携体制に課題があります。

複雑な課題に対しては、一つの機関だけでなく、分野を超えて関係機関が協力し合い、本人や世帯全体の状況に寄り添った包括的な支援体制を構築していくことが大きな課題となっています。

さらに、既存の制度の対象とならず、相談することをあきらめている人や、ヤングケアラーのように、家庭内に潜在化し、支援の必要があっても相談機関につながりにくい人がいます。こうした人は、自ら相談に訪れることが難しく、その存在に気づかれないまま支援が届かないおそれがあります。そのため、関係機関や地域住民が日常の関わりの中で異変に気づき、支援につなぐ仕組みを整えるとともに、把握した人に対して支援者側から働きかけていくことが求められます。

めざすべき姿

- 「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」や「地域包括支援センター」などの身近な相談窓口の情報を誰もが受け取ることができ、困ったときには迷わず気軽に相談できるようにします。
- 高齢者、障害のある人、子育て世帯等の困りごとだけでなく、既存の制度では届きにくい悩みに対しても、待つだけでなくこちらから働きかけ、身近な地域で相談支援を受けられるようにします。
- 複数の課題が複雑に絡み合って深刻な生きづらさにつながっているような人に対し、行政や地域で社会福祉活動を行うさまざまな関係者が、分野の枠を超えて役割分担をしながら連携し、本人だけでなく世帯全体の状況にも寄り添いながら、市民の相談に総合的に対応できるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助 （市民ができること）

- ・複数の悩みが複雑に絡み合っ
て既存の制度の枠組みでは対
応が難しいと感じるようなと
きでも、ひとりで悩まず相談
をします。
- ・困ったときに迷わず相談でき
るよう、「保健と福祉の総合相
談窓口 さーくる」や「地域包
括支援センター」など、身近
な相談窓口等の情報を取得し
ます。
- ・自分や周りの人に必要な情報
が受け取れるよう、市のホーム
ページやパンフレットを気
にかけて確認します。
- ・近隣の人との日常的なつきあ
いの中で周りを気にかける意
識をもち、支援を待っている
人や手助けが必要と感じた人
を発見した場合は、民生委
員・児童委員や専門の相談窓
口につなげます。
- ・課題を抱える本人だけでなく
世帯全体の状況に対応してい
けるよう、福祉課題を持つ人
や家庭の情報を、民生委員・
児童委員や地区社会福祉協議
会、関係行政機関へ連絡しま
す。

共助・互助 （地域全体で取り組むこと）

- ・民生委員・児童委員や町会・
自治会、福祉施設等が連携
し、複雑に絡み合うお悩みに
対しても、本人や世帯全体の
状況に寄り添いながら、多様
化する地域での相談ごとに対
応します。
- ・地域が顔見知りになり手助け
を必要としている人に働きか
けながら、「保健と福祉の総合
相談窓口 さーくる」や「地域
包括支援センター」など、身
近な相談窓口等の情報を教え
合います。
- ・誰もが困ったときに迷わず相
談できるよう、民生委員・児
童委員をはじめ、地域で相談
支援活動を行っている人や相
談窓口の存在について、積極
的な周知を図ります。
- ・必要とする情報が的確に届く
よう工夫を重ねながら、障害
のある人や高齢者に配慮した
丁寧な情報伝達を行います。
- ・既存の制度の枠組みだけでは
対応が難しい複雑な課題にも
力を合わせていけるよう、各
制度の相談窓口を地域の福祉
相談事業のパートナーとして
捉え、分野を超えて協力・連
携していきます。

公助 （行政等ができること）

- ・「保健と福祉の総合相談窓口
さーくる」や「地域包括支援
センター」などの身近な相談
窓口の情報や福祉に関する各
種制度等を広報紙、パンフレ
ット、ホームページ等の多様
な媒体を活用し、わかりやす
い情報提供を行います。
- ・各分野での相談窓口におい
て、本人だけでなく世帯全体
の状況にも寄り添いながら包
括的に相談を受け止め、複合
化・複雑化した課題について
は分野を超えて関係機関につ
なぎ、連携を図ります。
- ・関係機関や団体、ボランティ
ア等と連携した地域全体で相
互に支え合う包括的な支援体
制を整備し、地域主体の生活
支援サービスを推進します。
- ・複数の課題が複雑に絡み合い
深刻化する福祉課題に対する
支援の円滑な推進を図りま
す。
- ・福祉の各分野（高齢者、障害
のある人、子供・子育て、生
活困窮者等）において、一つ
の機関だけで抱え込まずに分
野を超えて協力し合えるよ
う、相談支援機関の更なる充
実を図ります。
- ・複数分野にまたがる複合化・
複雑化した課題を抱えている
ために、必要な支援が届いて
いない人に支援を届けられる
よう、待つだけでなく支援が
必要な方に働きかける支援を
強化し、関係機関とのネット
ワークの中から潜在的なニー
ズを抱える人を発見できるよ
う努めます。

① 専門相談支援機関の強化

地域で支援を必要とする人が孤立しないよう、困りごとを抱える人の課題を的確に把握し、必要な支援につなげていくため、相談機関のさらなる充実を図り、複数の福祉課題や制度の挟間となる課題についても対応のできる、総合的な相談体制の充実を図ります。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
40	自立相談支援事業	就労・居住の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
41	地域包括支援センター運営事業	高齢者のための総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関と連携・協力しながら、介護や福祉、認知症のこと等さまざまな相談への対応や支援を行う。	地域包括ケア推進課
42	障害者（児）総合相談支援事業	障害者（児）総合相談窓口において、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護の必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。 また、基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業所の中核的な役割を担い、困難事例など専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化を行う。	障害福祉課
43	児童相談所	児童虐待の相談をはじめ、こどもに関する相談についてさまざまな関係機関と連携しながら支援を行う。	児童相談所
44	こども家庭センター	日常的に生じる子育て等の不安や疑問の解消のほか、福祉的な支援を要する家庭まで幅広い支援を行う。	こども家庭センター
45	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーコーディネーターを配置し、関係機関と連携しながら、本人や家族からの相談への対応や支援を行う。また、関係機関に対して周知啓発を行う。	こども家庭センター
46	スクールソーシャルワーカー配置事業	市立小・中・特別支援学校・高等学校に通う児童生徒の抱える不登校、いじめ、児童虐待等の問題解決に向け、福祉の専門的な知識や経験を活用し、児童生徒が置かれた環境への働きかけを通じて、支援を行う。	総合教育センター
47	多機関協働事業	支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対し、支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理を行う。	地域福祉課
48	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に対し、本人と直接かつ継続的にかかわるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行う。	地域福祉課

② 身近な地域の相談先の充実

支援が必要な人に情報が届くように地域の支援者と連携し、地域・行政の重層的な相談のネットワークを構築し相談をしやすい環境を充実していきます。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
(2) 再掲	社会福祉協議会活動 促進事業補助金	地区社会福祉協議会が、地域住民の福祉活動の活性化を図ることを目的として実施する、地域福祉まつりやボランティア育成、子育てサロンなどの事業に対し、その事業に要する経費の一部を補助する。	地域福祉課
49	民生委員・児童委員 事務局運営事業	民生委員・児童委員が行う地域住民の福祉向上のための相談や訪問等に対する支援を行うとともに、相談のある市民へ民生委員の紹介を行う等、連絡調整を行う。 また、船橋市民生児童委員協議会の事務局として関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
50	高齢者まちかど 案内所事業	介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口について、介護保険サービス事業所や薬局、整骨院等身近にある事業所で、高齢者やその家族からの相談に対し適切な窓口を紹介する。	地域包括 ケア推進課

③ 連携体制等の強化

複合化・複雑化する福祉課題に対応するため、施策分野ごとの相談支援機関等と行政機関が問題を共有し、連携して支援を行う等、各機関や各事業の協働等を図ります。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
51	地域ケア会議等の開催	高齢者の個別課題の検討を行う「個別ケア会議」を積極的に開催し、地域におけるその人らしい生活の継続を支援する。また、「個別ケア会議」での検討を積み重ねる中で、地域をアセスメントし、そこから見えてくる地域課題及びその解決に向けた取り組みについて、各地区コミュニティ単位で開催している「全体会議」を中心に検討を行う。また、それぞれの会議の開催を通じて、医療・介護・地域関係者等のネットワークづくりを行う。	地域包括ケア推進課
52	自立支援協議会の開催	障害者総合支援法に基づき、障害福祉に関する地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る。	障害福祉課
53	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業	精神障害のある人が、地域の一員として自分らしく暮らせるよう、精神障害者への理解を深める普及啓発を図るとともに、地域の保健・医療・福祉の関係者による協議会を開催し、課題の共有や解決に向けた連携を図るほか、精神障害のある人の住まいの確保や生活支援等が包括的に確保された体制の構築を推進する。	保健総務課

2 生活困窮者等への支援の推進

現状と課題

経済的な困窮や社会的な孤立など、生活困窮者等への支援は、地域福祉において極めて重要なテーマです。

法人を対象としたアンケート調査では、対応が困難な相談として「既存の制度では対象となりにくい相談・ケース」が25.7%、「支援対象者が支援を拒否するケース」が22.9%、「複数の分野の課題が重なっている相談・ケース」が14.3%と挙げられており、生活困窮の背景にある課題が複雑化している状況がうかがえます。

経済的な問題だけでなく、健康や家族関係などさまざまな要因が重なり合うケースに対しては、単一の制度をあてはめるだけの支援では根本的な解決に至らないことも少なくありません。

このため、生活困窮者等に対し、一人ひとりの生活状況や課題を丁寧に紐解きながら、適切な情報提供や専門機関との連携による継続的な支援を行うことが必要となっています。住み慣れた地域で再び自分らしく安心して生活できるよう、自立に向けた総合的な支援体制をさらに充実させることが課題となっています。

また、罪を犯した人が社会的に孤立することなく、住み慣れた地域で再び自分らしく生活できるよう、地域の理解を深めながら、更生を支え再犯を防止する取り組みも求められています。

めざすべき姿

- 生活困窮状態から抜け出せない人々が抱えている、複数の分野にまたがる複雑な悩みや既存の制度では届きにくい課題を包括的に受け止め、一人ひとりの生活状況を丁寧に紐解きながら、行政による支援と地域による支援により、生活困窮者等が住み慣れた地域で再び自分らしく安心して自立した生活ができるようにします。
- 地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、高齢者や障害のある人、生活困窮者、ひとり親家庭等さまざまな支援を必要とする人や、なかなか支援に繋がりにくい人に対しても、適切な情報を提供し、関係機関等と連携を図りながら、その人に寄り添い続ける継続的な支援を受けられるようにします。
- 貧困が世代を超えて連鎖することを防ぎ、困難を抱える子どもや若者が、関係機関等の連携による適切な情報や継続的な支援を受けながら、将来に向けてさまざまな経験を積み、自分らしく成長できるようにします。
- 更生保護の取り組みや再犯防止に向けた地域の理解のもとで、社会的な孤立を防ぎ、罪を償った人が住み慣れた地域で再び自分らしく安心して暮らしていけるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助 （市民ができること）

- ・地域で支援を必要としている人への声掛け、見守りを行います。
- ・適切な情報が得られるよう、生活困窮者自立支援制度に関心を持ち、情報収集に努めます。
- ・複数の問題が重なってどこに相談してよいかわからないときは、ひとりで悩まず相談をします。
- ・誰もが住み慣れた地域で再び自分らしく安心して生活できるよう、一人ひとりの生活状況や背景に目を向け、更生保護について偏見を持つことなく理解に努めます。

共助・互助 （地域全体で取り組むこと）

- ・複数の悩みが複雑に重なり合っている人や、支援に繋がりにくい人にも寄り添い、地域で支援を必要としている人を民生委員・児童委員等、適切な相談者等へつなげます。
- ・地域で支援を必要としている人に、地域での適切な情報提供や相談支援を充実します。
- ・罪を償い再び地域で暮らす人が、住み慣れた地域で再び自分らしく安心して生活できるよう、地域での温かい日頃のつながりを生かし、社会的な孤立を防ぎます。
- ・既存の制度の枠組みだけでは対応が難しい複雑な悩みや、隣近所の人との異変等に早期に気づき、必要に応じて船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」等を紹介します。

公助 （行政等ができること）

- ・関係機関と連携しながら、一人ひとりの生活状況や課題を丁寧に紐解いて継続的な支援を行い、自立した日常生活が送れるように支援します。
- ・就労環境の整備等の事業に取り組み、さまざまな要因が重なり合う複雑な悩みや、支援に繋がりにくい方の状況にも優しく寄り添いながら、個々の状況に応じた自立や就労、生活、社会とのつながりの回復等を支援します。
- ・子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「子供の貧困」対策について取り組みます。
- ・ひとり親家庭に対する相談支援を充実させ、就労に向けた資格の取得費用の助成や貸付等を支援します。
- ・社会的な孤立を防ぎ、誰もが住み慣れた地域で再び自分らしく安心して生活できるよう、更生保護や再犯防止に向けた取り組みを行います。
- ・ホームレスの支援に取り組み、ホームレス自身が自立した生活を営めるようにします。
- ・単一の制度をあてはめるだけでは解決しない、複数の分野の課題が重なっている相談・ケースにも包括的に対応できるよう、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の連携を図ります。

① 生活困窮者等への支援強化

地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、生活困窮者状態にある人に対して、関係機関等と連携し、包括的、継続的な支援体制を整備し、適切な対応を行います。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
(40) 再掲	自立相談支援事業	就労・居住の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う。	地域福祉課
54	住居確保給付事業	離職、自営業の廃止又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した人又は住居を喪失するおそれのある人に対する支援として、転居費用や家賃相当額を支給する。	地域福祉課
55	家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、生活困窮者自身の家計を管理する力を高め、早期に困窮状態から脱却し、生活が再生されるよう支援を行う。	地域福祉課
56	就労準備支援事業	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者等に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、一般就労に従事するための準備として、「日常生活自立」「社会生活自立」「経済的自立」に関する支援を計画的かつ一貫して行う。	地域福祉課
57	居住支援事業 (シェルター事業)	一定の住居を持たない生活困窮者等に対し、一定の期間、宿泊場所のほか、食事の提供その他宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜を供与することで、本事業を利用している間に、自立できるよう支援を行う。	地域福祉課
58	ホームレス総合相談 推進事業	市民及び庁内外関係部署等から、ホームレスに関する連絡・苦情・要望等を受け付け、適宜対応する。また、必要に応じて、現地確認を行う。	地域福祉課
59	生活困窮者支援官民 連携事業	官民連携による生活困窮者支援を推進するためのプラットフォームとして、生活困窮者支援に関係する団体等が参加し、生活困窮者の状況把握や課題整理、支援方法の検討を行う官民連携会議を開催する。 また、地域や民間団体が行う活動の情報発信を行い、活動に対する支援を行う。	地域福祉課

② 困難を抱える子ども・若者への支援

子どもや若者が生まれ育った環境に左右されことなく、自分の将来に夢と希望をもって成長できるように、関係機関や地域等と連携しながら困難を抱える子ども・若者への支援を図ります。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
60	学習支援事業	子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯・就学援助認定世帯等の中学生を対象に、学習する場を提供し、学習習慣を定着させ基礎的な学力向上を図るための指導や、進学及び進路支援を行うこと並びに高校生等への中退防止のための指導及び相談を行う。	こども家庭センター
61	若者就業支援事業	若者の就業環境の改善を図るため、「ジョブカフェちば」で（公財）千葉県産業振興センターが実施する就業支援事業に対しての共催及び「ふなばし地域若者サポートステーション」による若年無業者への就労支援を行う。	商工振興課

③ 再犯防止施策の推進

出所者等に対し、地域で孤立しないよう必要な福祉サービスへ繋ぐとともに、適切な更生支援が行えるよう、地域の理解を深め、再犯防止に向けた総合的な取り組みを検討します。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
62	保護司会補助事業	更生保護サポートセンターにおいて、地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した人や非行少年たちの立ち直りへの援助や助言指導を行う活動をしている保護司会への助成を行うと共に、保護司会への助成を通じて「社会を明るくする運動」への一部助成を行う。	地域福祉課
63	再犯防止推進ネットワーク会議の開催	船橋市再犯防止推進ネットワーク会議の開催を通じて、国や民間等と連携して再犯の防止等に関し必要な取組を推進する。	福祉政策課

3 防災・防犯対策の充実

現状と課題

大規模な自然災害や、地域の中での犯罪被害は、普段の暮らしの中で突然発生するため、地域における防災や防犯の取り組みの重要性が一層高まっています。

アンケート調査では、身近な地域での助け合い活動が必要な理由として「災害などいざという時のために必要だから」が59.5%と最も多く、災害時における助け合いの必要性は広く認識されています。また、地域で活動する団体等を対象とした調査でも、行政に力を入れてほしい施策として、17.8%が「災害時の要援護者支援」を挙げており、災害時の支援は地域団体にとっても関心のある課題となっています。

高齢者や障害のある人など、自力での避難が難しい方を地域全体で守るためには、日頃から地域の中で顔の見える関係を築き、平時からの見守りや緊急時の支援体制をより強固に構築していくことが必要となっています。

さらに、災害時においても必要な福祉サービスが途切れることなく提供される仕組みづくりが求められています。また、防犯の面では、電話de詐欺や消費者被害、子供を対象とする犯罪などに巻き込まれないよう、地域ぐるみで見守り、注意を呼びかける取り組みも重要となっています。住民や地域団体、関係機関が一体となって、災害や犯罪に備える安全で安心な地域づくりを推進していくことが大きな課題となっています。

めざすべき姿

- 日頃から地域の中で顔の見える関係を築きながら、地域全体で防災対策に取り組み、災害などいざという時には、皆で助け合えるようにします。
- 高齢者や障害のある人など自力での避難が難しい方を地域全体で守るため、平時からの見守りと緊急時の支援体制を強め、災害時に最も支援を必要とする人にも、不足なく支援がとどくような体制・仕組みを整えます。
- 災害時に、必要な福祉サービスが途切れることなく提供されるような仕組みを整えます。
- 地域住民、町会・自治会、民生委員・児童委員、学校、警察、事業者、行政が互いに連携した活動により、犯罪を未然に防ぐことができるようにします。
- 高齢者や若者を中心に多発する電話de詐欺や消費者被害、さらには子供を対象とする犯罪から住民を守るため、日頃からのつながりを防犯にも活かしながら、新しい対策を講じることができるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助 （市民ができること）

- ・日頃から防災意識及び防犯意識を高めます。
- ・地域の防災訓練へ積極的に参加します。
- ・自力での避難が難しい方々を地域全体で守っていくため、避難行動要支援者について理解を深めます。
- ・日頃から地域の中で顔の見える関係を築き、災害時等に備えて、平時の地域の支え合い、助けあいに協力します。
- ・自分の身の回りでどのような犯罪が起きているのか情報収集をします。

共助・互助 （地域全体で取り組むこと）

- ・災害や犯罪に備える安全で安心な地域づくりをさらに進めるため、地域での自主防犯活動及び自主防災活動を支援します。
- ・自力での避難が難しい方を地域全体で守るため、日頃から地域の中で顔の見える関係を築き、災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、地域における支援体制を整備します。
- ・災害時備えて自主防災組織が中心になり、訓練を実施します。
- ・災害時には、地域を守るための物資、場所、人材の提供等の協力に努めます。
- ・犯罪のない街を目指すため、地域での見回り等により犯罪を未然に防ぐ活動を行います。
- ・見守りが必要な人へ安心登録カードの登録を促します。

公助 （行政等ができること）

- ・地域での見守り等、日頃からの防犯体制・防災体制の構築を支援します。
- ・防犯情報・防災情報の周知や啓発を図ります。
- ・地域の実情を踏まえた防災訓練や講習会の実施、自主防災組織の育成、強化を図ります。
- ・避難行動要支援者制度の周知や要支援者情報提供の同意を促します。
- ・災害時においても必要な福祉サービスが途切れることなく提供され、緊急時にも強固に支え合えるよう、避難所における要配慮者に対する支援体制の構築、強化に関係機関（市民、事業者、社会福祉協議会等）と共に行います。
- ・様々な犯罪やトラブルに備え、安全で安心な地域づくりを推進します。
- ・消費生活に関する相談窓口を充実させ、消費者利益の擁護を図ります。

① 災害時における要配慮者支援体制の充実

避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、要配慮者支援体制の充実を図ります。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
64	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成	高齢者や障害者など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の情報を登載した名簿を平常時から作成し、地域と共有するとともに、災害発生時に安否確認を実施できるよう宿泊可能避難所となる小中学校に配備する。また、避難行動要支援者に避難支援等を実施するための個別避難計画の作成を推進する。	地域福祉課
65	安心登録カード登録者見守り支援活動事業補助金	船橋市社会福祉協議会が実施する安心登録カード及びその登録者見守り活動支援事業に要する費用の一部を補助し、日頃からの見守り活動を通じて顔の見える関係を築くことで、災害時の救援・支援体制の構築を推進する。	地域福祉課
66	自主防災組織の育成	地域住民の自助・共助の精神による自発的な防災活動の推進を図るため、町会・自治会・マンション管理組合を単位として補助金を交付し、自主防災組織の結成及び防災訓練の参加等活動促進に努める。	危機管理課
67	災害時外国人支援サポーター養成事業	言語、生活習慣、災害に対する意識が異なることにより災害発生時に要配慮者となりうる外国人住民に対し、やさしい日本語や多言語での情報提供、通訳・翻訳の支援等を行うボランティアを養成するため、船橋市国際交流協会と共催で実施する。	国際交流課

② 日常における防犯体制の充実

地域の防犯パトロールやスクールガードによる子供の見守り、地域防犯組織等地域ぐるみの防犯活動の取り組みを周知・支援します。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
68	自主防犯活動支援事業	地域における自主防犯活動を促進するため、自主防犯パトロール隊へのパトロール物資の支給等を行う。 また、町会・自治会等が自主防犯活動を補完するために設置した防犯カメラの設置費及び維持管理費を補助する。	市民安全推進課
69	スクールガード事業	登下校の時間帯に合わせて、通学路や近くの公園等をパトロールしながら、こどもたちを見守る。	保健体育課 (児童・生徒防犯安全対策室)
70	消費者啓発事業	消費者被害の未然防止及び自立した消費者の育成のために各種啓発、情報の提供を行う。	消費生活センター

4 地域医療・地域見守り体制の充実

現状と課題

高齢になっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるためには、身近な場所で適切な医療を受けられる体制と、日常的な見守り体制の確保が欠かせません。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、地域社会における見守りの重要性はますます高まっています。

また、認知機能が低下した方が、地域で安全に生活を続けられるようにするため、生活のさまざまな場面において地域全体で支援する仕組みづくりが必要となっています。

こうした中、医療・介護・福祉の関係機関が互いの役割を理解し、より密接に連携しながら地域住民の健康と生活を支える体制を強化していくことが求められています。さらに、地域の団体や関係機関など、多様な主体と協力し合い、日常のさりげない見守りから異変の早期発見と早期対応へとつなげるきめ細やかなネットワークの構築を進めていくことが大きな課題となっています。

めざすべき姿

- 医療・介護・福祉の関係機関が互いの役割を理解し、連携しながら、身近な場所で適切な医療を受けられる体制を整え、住み慣れた自宅等で最期まで安心して過ごすことができるようにします。
- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、地域の誰も見守りに関わる意識を持つとともに、地域の団体や関係機関など多様な主体と協力し合って、日常のさりげない見守りから異変の早期発見・早期対応へとつなげるネットワークの構築を進めていきます。
- 認知機能が低下した方が、地域で安全に生活を続けられるようにするため、生活のさまざまな場面において地域全体で支え合う仕組みを整えます。

体制（役割分担と実施内容）

自助 （市民ができること）	共助・互助 （地域全体で取り組むこと）	公助 （行政等ができること）
・健康に対する意識を高め、身近な人との共通の話題とするよう心がけます。 ・かかりつけ医を持ち、定期的な健康診断の受診等、自身の健康状態を確認し、健康づくりに努めます。 ・在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、事業所等を把握するようにします。 ・見守りに関する意識を持ち、地域の見守り活動へ積極的に参加します。 ・認知機能が低下した方を地域全体で支援する仕組みの大切さを考え、認知症は自分自身の問題であると認識します。	・医療機関は、訪問診療・看護等を積極的に実施します。 ・地域の医療機関同士が協力し、介護や福祉の機関ともより密接に連携することにより、切れ目のない医療を提供します。 ・認知機能が低下した方など、支援が必要な人の異変に気付いたときは、速やかに相談します。 ・認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会を開催します。 ・一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、多様な主体とも協力し合い、異変の早期発見と早期対応へとつなげる日常のさりげない見守りを行います。	・身近にかかりつけ医を持つよう市民に対し啓発します。 ・船橋在宅医療ひまわりネットワークの取り組みを支援し、在宅医療支援拠点事業を実施する等、在宅医療の推進を図ります。 ・住み慣れた自宅や地域で誰もがいつでも安心して暮らせるよう、救急診療や休日診療、休日歯科診療の体制を維持します。 ・認知機能が低下した方が地域で安全に生活が続けられるよう、認知症に関する各種施策の充実を図ります。 ・一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、日常のさりげない見守りから異変の早期発見と早期対応へとつなげるため、ICTも活用し、地域での見守り活動を支援します。 ・民間業者との見守り協定を締結し、連携を図ります。

① 地域医療体制の充実

身近な地域で安心して暮らせるように、在宅医療の充実に取り組みます。市民の望む療養生活の選択肢の一つとして、認知されるよう普及啓発に努めます。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
71	在宅医療支援拠点事業	在宅療養を希望する人への在宅医療・介護に関する相談、必要となる医療機関や介護サービス事業所等の紹介、在宅医療・介護関係者等への支援等を行う。	地域包括ケア推進課
72	船橋在宅医療ひまわりネットワーク交付金事業	29の医療・介護関係団体及び市で組織する任意団体船橋在宅医療ひまわりネットワークへ交付金を交付し、在宅医療・介護の連携体制の構築、在宅医療・介護連携に関する人材育成研修の実施等を支援している。	地域包括ケア推進課
73	在宅医療・介護の講演会・相談会事業	在宅医療・介護に関する講演会及び医師等の専門職による相談会を実施し、在宅医療等に関する市民への普及・啓発を図る。	地域包括ケア推進課

② 認知症によるひとり歩き等の早期対応と地域の見守り体制の充実

認知症サポーターや民生委員・児童委員等を中心とした、地域住民による普段の暮らしにおける見守りや声かけとともに、事業者とも連携した地域の見守り体制の充実により、社会的な孤立を防げるよう努めます。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
74	認知症サポーター養成講座事業	認知症を正しく理解し、地域で認知症の人とその家族を支える認知症サポーターを養成する。	地域包括ケア推進課
75	チームオレンジ	認知症サポーターの活動促進として、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の本人やその家族の支援ニーズ等に合った具体的な支援につなげる仕組みを推進します。	地域包括ケア推進課
76	みまもりあいプロジェクト事業	認知症高齢者等の行方不明者搜索のため「みまもりあいアプリ」を使った情報共有をしている。アプリの利用を広めていくことで、行方不明者の早期発見と家族への支援を進めている。	地域包括ケア推進課
77	地域見守りネットワーク事業	地域住民の社会的孤立等を防止し、また孤立死を未然に防ぐ一環として、ライフライン事業者等さまざまな民間事業者の協力を得て日常の中の家庭のささいな異変を発見するため、本市と事業者の間で見守り協定を締結する。	地域福祉課

5 権利擁護と虐待防止の推進

現状と課題

各種の福祉サービスについては、利用者が必要なサービスを選択し、事業者や施設と契約を結ぶ方式となっており、市民自身が福祉サービスを利用するための契約に必要となる事業者の情報を入手し、検討していかななくてはなりません。

そのため、誰もが安心して福祉サービスを利用するには、福祉サービスを必要とする市民に対する相談支援体制の整備や、利用に関する情報提供が重要です。

同時に、福祉サービス向上のため、事業者が事業内容等の評価を専門機関に依頼する「第三者評価制度」の活用や、利用者から寄せられた苦情に公平・公正に対応するための「第三者委員制度」の周知、社会福祉従事者の専門性の向上等も求められます。

本市では、認知症や障害などにより判断能力が十分でない方が、安心して福祉サービスの利用や財産管理を行えるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用促進が求められます。福祉サービスの質の向上とともに、すべての人の権利が守られる包括的な支援体制を構築していくことが課題となっています。

誰もが自分らしく尊厳をもって地域で暮らすためには、一人ひとりの人権が尊重され、不当な権利侵害や虐待から守られる環境が必要です。しかしながら、家庭や施設等における高齢者や障害のある人、子供への虐待は深刻な社会問題となっており、早期発見・早期対応の体制強化が強く求められています。

アンケート調査では、「障害者虐待防止センター はーぷ」の存在について「ほとんど知らない」「まったく知らない」と回答した合計が91.1%に上るなど、専門的な相談窓口の認知度が依然として低い状況にあります。いざという時にためらわずに相談できるよう、相談支援機関の周知を進めることが必要となっています。

めざすべき姿

- 福祉サービスの質の向上にも目を配りながら、市民が自分自身の福祉ニーズを理解し、受けられるサービスについての情報を十分に受け取り理解した上で、自分にとって必要なサービスを安心して選べるようにします。
- 利用者である市民が受けたサービスに問題があったり、そのサービスについて市民から苦情があった場合には、サービスを改善できる仕組みが機能するようにします。
- いざという時にためらわずに相談できるよう、専門的な相談窓口である「障害者虐待防止センター はーぷ」などの存在を広く丁寧にお知らせし、困ったときには誰もが迷わず手を伸ばせるようにします。
- 認知症や障害などにより判断能力が十分でない方においても、公的な手続きや財産の管理がスムーズにでき、すべての人の必要な権利が守られるようにします。
- 家庭や施設などでの不当な権利侵害や深刻な虐待から守られるよう、地域と関係機関がより一層深く協力し合いながら、高齢者や障害のある人、子供への虐待の防止、早期発見・早期対応の体制を強め、誰もが自分らしく尊厳をもって地域で暮らせるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助 （市民ができること）

- ・困ったときは、ひとりで悩まず相談をします。
- ・事業者や施設に対する情報を把握し正しい理解に努めます。
- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護に関する理解を深めます。
- ・家庭や施設等における高齢者や障害のある人、子供への虐待を身近で深刻な問題として捉え、すべての人の権利が守られるよう、虐待防止に向けた取り組みへの関心を高めます。
- ・周囲で不当な権利侵害や、虐待等の疑いがある問題に気づいたら、一人で抱え込まず早期発見・早期対応につなげられるよう、いざという時にもためらわずに専門機関に連絡します。

共助・互助 （地域全体で取り組むこと）

- ・事業者は、市民が安心して必要なものを選ぶよう、サービスの内容について情報の周知に努めます。
- ・事業者は、苦情解決のための第三者委員制度の導入や利用者の事業者選択の目安となる第三者評価制度の活用を積極的に行います。
- ・認知機能が低下した方など、支援が必要な人を早期発見し、いざという時にもためらわずに専門的な相談窓口や適切な支援につなげていきます。
- ・民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域住民等が連携して、家庭や施設等における虐待や不当な権利侵害から命と尊厳を守るため、地域の虐待防止、早期発見に努めます。
- ・判断能力が十分でない方も安心して福祉サービスの利用や財産管理が行えるよう、ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」で実施している日常生活自立支援事業の充実や利用促進を図ります。
- ・認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会の開催や、成年後見制度に対する理解を深めるための研修を開催します。

公助 （行政等ができること）

- ・各分野の福祉サービスの質の向上を図ります。
- ・成年後見制度についての相談窓口及び対応体制を充実するとともに、申立人がいない場合の市長申立てについても、迅速に対応できるよう体制整備を図ります。
- ・市民後見人の担い手を養成することで、地域の権利擁護支援体制の整備を図ります。
- ・一人ひとりの人権が尊重され、家庭や施設等における虐待から守られる環境をつくるため、高齢者、障害のある人、子供の権利擁護を推進します。
- ・深刻な社会問題となっている虐待の早期発見・早期対応の体制を強化するため、さまざまな広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務等虐待防止に関わる情報を伝え、市民の意識啓発を図ります。
- ・「障害者虐待防止センター はーぷ」などの相談支援機関の周知をさらに進め、いざという時にためらわずに相談できるよう、各地の高齢者の相談窓口や児童虐待の相談専用電話、障害者虐待防止専用窓口等、虐待防止の相談窓口の充実を図るとともに、市民への周知・啓発に努めます。

① 福祉サービス事業者の育成

高齢・障害・児童等の各分野のサービスの質の確保・向上に向けて、事業者や関係団体との連携等によるサービス提供従事者を対象とした研修・セミナー等を開催するとともに、第三者評価等の活用を促進します。また、利用者である市民が受けたサービスに問題があったり、そのサービスについて市民から苦情があった場合には、それを受けてサービスを改善できる仕組みが正しく機能するように努めます。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
78	障害福祉及び介護保険サービス事業所等への指導	障害福祉サービス事業所及び介護保険法に基づく居宅サービス事業所等に対して、原則として1年に1度集団指導を行い、必要に応じて制度改正等に関しても説明を行う。 また、サービスの質の確保等を図るため、当該事業所について、定期的に運営指導を行う。	指導監査課
79	福祉サービスに対する苦情解決制度事業	市が所管する福祉施設の提供するサービスについて、利用者等からの苦情に適切に対応するため、第三者委員会を設置し、ポスターの掲出等により利用者等に周知を図る。	福祉政策課
80	保育所職員研修	市内の認可・認可外施設等の職員を対象として「保育士研修会」、「口腔衛生指導講習会」等の研修を実施し、資質の向上を図る。	保育運営課

② 成年後見制度等の利用促進

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等が、当事者の権利が守られ、必要な援助を受けながら安心して地域で生活できるよう、地域における権利擁護支援の体制を整備し、成年後見制度の適正な普及啓発・利用促進に努めます。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
81	地域連携ネットワークの構築	多様な困りごとを、早期発見・早期支援につなげて、地域の関連機関によるネットワークを構築し、権利擁護の包括的な支援体制の構築を目指す。	地域包括ケア推進課
82	成年後見制度利用支援事業※	成年後見制度を利用する認知症高齢者や知的障害者、精神障害者のうち、費用負担が困難な人に対して市長申立てを行った場合の開始審判請求費用の助成及び後見人等の報酬等の助成をすることで利用者の福祉の増進を図る。	地域包括ケア推進課 障害福祉課 保健総務課
83	成年後見制度普及事業	成年後見制度の普及啓発を図るために、弁護士等を講師として招き、市民を対象に成年後見制度についての講演会を開催する。併せて、窓口や制度の理解を促すためのパンフレットを作成する。また、成年後見制度を含む権利擁護支援の担い手・考え方を拡充するための講座を実施する。	地域包括ケア推進課 障害福祉課 保健総務課

※成年後見制度が必要にも関わらず申し立てができない人に対して、市長が代わって成年後見等の申し立てを行い、費用等の支払いが困難な人については市が助成を行う事業。

③ 地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

各種相談専用機関と連携を図り、高齢者、障害のある人、児童に対する虐待への早期対応を行うとともに、虐待防止の取り組みを行います。また、養護者または保護者への支援にも一体的に取り組めます。

具体的な事業例

	個別事業例	内容	担当部局
84	高齢者虐待防止事業	高齢者の虐待については、通報・相談の受付及び対応を地域包括支援センター及び在宅介護支援センターで行っている。虐待の相談窓口等の周知については、広報の活用やリーフレットの作成等と併せて、地域包括支援センター及び在宅介護支援センター職員、ケアマネジャー等に対して、専門家による講演会等を開催し、意識啓発を図る。	地域包括ケア推進課
85	障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の防止、養護者に対する支援のために虐待防止センターの設置等障害者虐待防止の体制を構築する。	障害福祉課
86	児童虐待防止対策事業	児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、児童虐待に関する通告を受理し、関係機関と連携を図り当該家庭への支援を行う。	児童相談所 こども家庭センター

